

オープンカウンター方式による見積依頼公告

令和7年9月2日

支出負担行為担当官
農林水産技術会議事務局
筑波産学連携支援センター長 田雑 征治

1 オープンカウンター方式による見積合わせに付する事項

- (1) 件名 Microsoft Defender for Business 調達及び導入支援業務
- (2) 業務の概要 仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和7年11月28日まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり

2 見積参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付されていること。
- (4) 筑波産学連携支援センター長から、農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成28年4月5日付け28農会筑第10号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請があり、指名を行わないこととした者に該当しない者であること。

3 仕様書等の配布場所及び問合せ先

〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター 総務課 用度係
電話029-838-7217
電子メール tsukubayoudo@maff.go.jp
※調達ポータル上にてダウンロード可能。
(<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UAA01/OAA0101>)

4 見積書の提出期限、提出書類及び提出方法

- (1) 提出期限
令和7年9月18日（木）17時

(2) 提出書類

6により作成した「見積書」及び2の(3)を証明する書類（資格審査結果通知書の写し）を提出すること。

(3) 提出方法

ア 持参の場合

封かんの上見積人の氏名（法人にあっては、法人名）、あて名及び見積件名を表記し、3に提出するものとする。

イ 郵送の場合

二重封筒とし、中封筒の表に見積人の氏名、あて名及び見積件名を記載し、表封筒に封入封かんの上、「(案件名)見積書在中」と朱書し、3あてに郵送すること。提出期限必着とする。

ウ 電子メールの場合

PDF形式にて添付の上、3のメールアドレスに送信すること。

5 見積合わせの日時及び場所

(1) 日時 令和7年9月19日（金）10時

(2) 場所 〒305-8601 茨城県つくば市観音台2-1-9
農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター

6 見積書の作成等

(1) 見積書の作成

見積書の様式は任意とする。見積内容を確認できるように内訳等を添付すること。

見積人が、代理人によって見積りさせるときは、見積書の提出前に代理人の資格を示す「委任状（別紙様式1）」を見積担当職員に提出するものとし、見積書には代理人の表示をするものとする。

(2) 見積書の記載金額

見積書の金額は、調達に要する一切の費用を含んだ合計金額を記載すること。

なお、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載する。

(3) 一度提出した見積書の引換え、変更又は取消しは開封の前後を問わず認めない。

(4) 見積人は、「暴力団排除に関する誓約事項（別紙様式2）」について見積書の提出前に確認しなければならず、見積書の提出をもってこれに同意したものとする。

7 公正な見積りの確保

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

8 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積は無効とする。

- (1) 提出期限までに到着しない見積
- (2) 見積に参加する資格を有しない者による見積
- (3) 記名を欠く見積
- (4) 金額を訂正した見積
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である見積
- (6) 同一人の見積で金額の異なる二通以上の見積
- (7) 見積品等の事前確認が必要な見積にあつては、事前に承認を受けていない者による見積
- (8) その他、連合による見積、暴力団に関与する者による見積など、不適切と認められる見積

9 契約の相手方の決定

- (1) 有効な見積を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 契約の相手方となるべき最低価格の見積を提出した者が2者以上あるときは、以下によりくじ引きで契約の相手方を決定するものとする。
紙くじを実施のうえ、契約の相手方を決定するものとする。くじ引きの日程は、電話等で速やかに通知し、くじ引きに参加することができない場合は、その者に代わって契約事務に関係のない職員にくじを引かせる。
- (3) 見積合わせの結果は、契約の相手方となるべき者のみに通知する。

10 契約の締結

請書の提出の有無は、契約相手方を決定した後に決定するものとし、契約者はそれに応じるものとする。

11 その他

- (1) 見積書作成及び提出等に係る費用は、全て見積合わせに参加する者が負担する。
- (2) 契約の相手方を決定するため、見積合わせの参加者に対して追加資料の提出を求める場合があるので、これに従うものとする。
- (3) 使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) その他の手続については、一般競争の手続を簡略化して準用するものとする。
- (5) 見積人は、見積書を提出した後にこの要領、仕様書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないこととする。